

白石市高齢者福祉制度のご案内

本市では、自宅で生活されている高齢者を対象とした各種サービスを、下記のとおり実施しております。ぜひご一読いただき、ご活用ください。

詳しい内容については、次ページ以降に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

もくじ

「ひとり暮らし」又は「高齢者のみの世帯」の方へのサービス

- ◆配食サービス※ …1ページ①
- ◆高齢者安心見守りサービス…1ページ②
- ◆救急医療情報キット配布…1ページ③
- ◆ささえ愛※ …3ページ⑯

「生きがいづくり」・「社会参加」

- ◆ほっとくらぶ（生きがいデイサービス）…1ページ④（介護認定なし）
- ◆ふれあいサロン支援（ささえ愛） …3ページ⑯

在宅で介護を必要とする方や、ご家族の生活を支援するサービス

- ◆紙おむつ給付※ …2ページ⑤（要介護3以上）
- ◆寝具類等洗濯乾燥消毒サービス…2ページ⑥（要介護3以上）
- ◆訪問理容サービス …2ページ⑦（ひとり暮らし又は要介護3以上）

移動支援

- ◆高齢者タクシー利用助成…2ページ⑧（要介護3以上かつ非課税）
- ◆高齢者バス乗車証等交付…2ページ⑨
- ◆ささえ愛※…3ページ⑯

認知症等の方への支援

- ◆SOSネットワーク…2ページ⑩
- ◆見守りQRコード…2ページ⑪

その他サービス 補助金 敬老祝金 など

- ◆薬師の湯日帰り入浴利用助成…3ページ⑫（70歳以上）
- ◆敬老行事補助金…3ページ⑭
- ◆自立支援ショートステイ …3ページ⑬（65歳以上）
- ◆米寿祝金等 …3ページ⑮

※障害手帳所持者又は認知症の方も対象となる場合があります。また、事業名は簡略して記載しています。詳細は、次ページ以降の対象事業の欄でご確認ください。

白石市保健福祉部長寿課 高齢福祉係
電話 0224-22-1361（白石市総合福祉センター内）

※高齢者についての相談は「白石市地域包括支援センター」へ
電話 0224-22-1466



*各種サービスの申請先は、長寿課（総合福祉センター内）となりますが、備考欄に「長寿課（又は白石市社会福祉協議会）で申請してください」と記載がある事業以外は、市民課福祉窓口でも手続きができます。
 詳細については、長寿課高齢福祉係（☎22-1361）へお問い合わせください。

「ひとり暮らし」又は「高齢者のみの世帯」の方へのサービス

No.	事業名	内容	対象者	費用	備考
①	配食サービス事業	月から金曜日（祝日・年末年始を除く）の希望する曜日に、夕食を自宅まで配達します。 基本的に手渡して、安否確認も行います。 *使い捨て容器使用	・おおむね65歳以上のひとり暮らし又は世帯全員がおおむね65歳以上の世帯 ・障害者手帳1、2及び3級を所持する18歳以上のひとり暮らしの方	1食あたり 500円	申請には緊急連絡先として2名の方（別世帯）の情報が必要です。
②	高齢者等安心見守り事業	自宅に緊急通報端末を設置し、緊急通報を受けた受信センターが救急車を手配したり、あらかじめ登録いただいている協力員に駆けつけを要請します。また、24時間間隔で利用者の動きを感知する安否確認センサーも設置するほか、医療・福祉等に関する無料相談や月1回のお元気コール、災害時の安否確認等を実施します。	・65歳以上のひとり暮らしの方 ・世帯全員が65歳以上の世帯又は、ひとり暮らしの重度身体障害者のうち特に必要と認める世帯	1月あたり 500円 *電話料や自己都合による移設、機器の紛失等は自己負担	申請には緊急時に駆けつけていただく「協力員」3名（原則）の方の情報が必要です。
③	救急医療情報キット配布事業	高齢者世帯等の希望者に救急医療情報キットを無料配布します。かかりつけ医・服薬情報・緊急連絡先などの情報を記載した用紙を冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員が駆け付けた際に、適切で迅速な処置が行えます。	65歳以上の高齢者世帯または要支援者名簿に登録されている方（再交付者除く）	無料	無料配布対象者であれば、各地区公民館でも申請できます。 *中央公民館は除く
			上記以外の希望者又は再交付希望者	200円	

「生きがいつくり」・「社会参加」

④	ほっとくらぶ （生きがいサービス事業）	白石温泉薬師の湯（ほっとくらぶ・薬師）及びホワイトキューブ（ほっとくらぶ・キューブ）で、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食、入浴などを行います。 ・利用時間 午前10時～午後3時 ・2施設を週替わりで交互に利用	65歳以上で介護保険認定者及び総合事業に該当しない方	・1回あたり 1,000円 ・調査後に提出いただく診療情報提供書 平均 8,000円	調査後に診療情報提供書を提出いただきます。 *長寿課で申請してください
---	------------------------	---	----------------------------	---	--

在宅で介護を必要とする方や、ご家族の生活を支援するサービス

No.	事業名	内容	対象者	費用	備考
⑤	在宅老人等紙おむつ給付事業	指定した薬局から限度額内の紙おむつ等を給付します。 【給付限度額（月額）】 市民税非課税世帯 4,000円 市民税課税世帯 2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で下記のa又はbに該当する方 a 要介護3以上の方 b 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の方 ・身体障害者手帳1、2級所持者のうち障害部位が下肢又は体幹の方 	給付限度額との差額	
⑥	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	1回あたり掛布団、敷布団、毛布の各1枚、洗濯乾燥消毒を行うサービスです。布団等は自宅まで回収、配達します。 *年2回実施。洗濯期間は2週間ほどかかります。	65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた方	1枚あたり220円	
⑦	訪問理容サービス事業	理容師が自宅まで訪問し理容サービスを提供します。 *理容師の送迎費用は市が負担します。 *利用回数は3カ月に1回です。	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方 ・要介護3以上の認定を受けた方 	1回あたり3,000円	

移動支援

⑧	高齢者タクシー利用助成事業	市が委託契約しているタクシー会社を利用するとき、1乗車当たり500円を割引く助成券を月2枚交付します。 *重度心身障害者移動サービス利用助成券との併用はできません。	65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受けた市民税非課税の方	1乗車につき利用料金から500円を差し引いた額	申請の際は、介護保険被保険者証を持参してください。
⑨	高齢者バス乗車証等交付事業	70歳以上の方に市内を運行するミヤコーバス（白石遠刈田線）の乗車証と乗車券（1月あたり4枚）を交付します。降車の際、乗車券の他に100円をお支払いください。	70歳以上の方 *令和6年度は、昭和30年4月1日までに生まれた方が対象となります。	1乗車につき100円	

認知症等の方への支援

⑩	高齢者等SOSネットワーク事業	あらかじめ高齢者等の情報を市に登録します。その情報を白石警察署や関係者と連携しておき、万が一高齢者等が行方不明になった際に、早期発見及び高齢者等の生命や身体の保護につとめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の認知症で徘徊のおそれのある方 ・若年性認知症等で徘徊のおそれのある方 	無料	ご本人の顔写真（顔がはっきり分かるもの） *長寿課で申請してください
⑪	認知症高齢者等見守りQRコード活用事業	あらかじめ高齢者の情報を市が委託している業者（コールセンター）に登録しておきます。高齢者の服や靴等にQRコードを貼っておき、保護した方がそのQRコードを読み取り、表示された内容をコールセンターへ伝えることで身元確認ができます。	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の認知症で徘徊のおそれのある方 ・若年性認知症等で徘徊のおそれのある方 	年間登録料及びQRコード作成料1,100円	*長寿課で申請してください

その他サービス 補助金 敬老祝金 など

No.	事業名	内容	対象者	費用	備考
⑫	老人福祉センター利用助成事業	70歳以上の市民全員に「ほっときゃっするパス」を交付します。パス提示により白石温泉薬師の湯の日帰り入浴が300円で利用できます。	70歳以上の方 *令和6年度は、昭和30年4月1日までに生まれた方が対象となります。	日帰り入浴 300円 *1日1回まで	パスを紛失、破損した場合、再発行手数料:100円
⑬	自立者支援ショートステイ事業	養護者の疾病等やむを得ない理由により居宅において生活することが一時的に困難となった高齢者を、特別養護老人ホームへの入所を委託します。 *利用決定は、施設の空き状況によります。	65歳以上で介護保険認定者及び総合事業に該当しない方 (月3泊4日を限度)	・委託料 1日:約2,600円 *食費、居住費が別途かかります。施設によって金額が異なります。	*長寿課で申請してください
⑭	敬老行事の補助金交付	自治会又はまちづくり協議会で、80歳以上の方を対象に敬老行事を開催する場合、1人あたり1,000円の補助金を限度に交付します。	自治会又はまちづくり協議会		*長寿課で申請してください
⑮	米寿祝金・松竹梅敬老祝金の支給	米寿祝金(88歳) 1万円(白石ゴールデンシール会商品券)	市内に1年以上居住する88歳の方		
		松竹梅敬老祝金(満100歳) 10万円(誕生月に支給)	市内に3年以上居住する満100歳の方		

白石市社会福祉協議会への委託事業 問い合わせ先:電話0224-22-5210(白石市総合福祉センター内)

⑯	白石市高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業 【愛称:絆(きずな)】	地域福祉支援員を配置し、有償ボランティア制度を活用した生活支援サービス(家事支援サービス・移動支援サービス)を行います。また、ふれあいサロンの支援を行います。 【生活支援サービスの内容】 ◆家事支援サービス 料理、衣類等の洗濯、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、話し相手、簡単な身の回りの世話 ◆移動支援サービス 病院等への通院、福祉施設等への入退所及び通所、社会参加のためのハンディキャブ、買い物、各種手続きのための移送 *身体介助は行えませんので、寝たきり等の場合は、ご家族等に介助と付き添いをお願いします。	生活支援サービスが必要な在宅高齢者等で家庭内でその支援が困難な方 *但し移動支援サービスは、非課税世帯かつ利用者本人の前年収入が155万円未満の方で、次の①又は②に該当する方が対象。 ①単独で移動が困難な在宅の65歳以上の高齢者で、要支援以上の認定を受けた方 ②身体障害者手帳を所有する方。 *訪問調査の上決定いたします。	登録料:年1,000円 登録料のほか、サービスの内容により利用料等がかかります ◆家事支援サービス 利用料:1時間当たり500円 *1時間を超えた場合は30分ごとに250円を加算 ◆移動支援サービス 利用料:1時間当たり1,000円。に移動1km当たり20円を加算 *1時間を超えた場合は30分ごとに250円を加算	*白石市社会福祉協議会で申請・相談してください
		【ふれあいサロンの支援内容】 地域住民が主体となって行う既存サロンの活動充実・拡大についての支援、新規サロンの開設支援	どなたでも		